



学内広報



2003. 1. 28
東京大学広報委員会

武田先端知ビル竣工記念式典・祝賀会・記念講演会開催



武田先端知ビル

(12ページに関連記事)

目次

一般ニュース	2	御殿下グラウンド全面改修工事のお知らせ、「教養学部報」第471（1月14日）号の発行—教官による、学生のための学内新聞—、シンポジウム「科学者の研究環境を考える —性別を超えた人材育成を目指して—」の開催のご案内
評議会（1月20日（火））承認事項		
部局ニュース	11	広報委員会（東京大学の法人化に関するQ&A）… 15
退官教官の最終講義、武田先端知ビル竣工記念式典・祝賀会・記念講演会開催、駒場で留学生懇談会開かれる		討報（篠原泰三名誉教授）… 15
掲示版	14	淡青評論「学際研究の難しさと可能性」… 16

≪ 一般ニュース ≫

評議会（1月20日（火））承認事項

役員及び副学長の予定者

国立大学法人東京大学の役員及び副学長の本年4月1日就任予定者が下記のとおり承認された。

理事就任予定者

- 小宮山 宏 理事（副学長） 《現副学長》
- 桐野 高明 理事（副学長） 《現副学長》
- 渡辺 浩 理事（副学長） 《現副学長》
- 藤井 敏嗣 理事（副学長） 《前地震研究所長》
- 林 良博 理事（副学長） 《前農学生命科学研究科長》
- 上杉 道世 理事 《現事務局長》
- 池上 久雄 理事 《（社）日本貿易会参与》

副学長就任予定者

- 古田 元夫 副学長 《前総合文化研究科長》
- 石川 正俊 副学長 《現総長特任補佐》

東京大学総長選考会議規則等の制定

国立大学法人東京大学の「東京大学総長選考会議規則」「東京大学総長選考会議内規」「東京大学経営協議会規則」「東京大学経営協議会内規」「東京大学教育研究評議会」「東京大学教育研究評議会内規」の案が次のとおり承認された。

なお、これらの規則及び内規は、本年4月1日に開催予定の「総長選考会議」「経営協議会」「教育研究評議会」でそれぞれ審議後、「役員会」において正式に決定されることとなる。

東京大学総長選考会議規則（案）

（設置）

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- （1）経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- （2）教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

（権限）

第5条 選考会議の権限は次のとおりである。

（1）総長の選考

（2）総長の解任の申出

2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規」の定めるところにより行うものとする。

（庶務）

第6条 選考会議の庶務は、〇〇〇において処理する。

附 則

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

2 選考会議の最初の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

東京大学総長選考会議内規（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 総長の選考及び解任の申出は、東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの内規により行う。

（議事）

第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第16条により解任の申出をする場合、及び第19条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

第2章 総長選考

（選考の事由）

第3条 総長の任期が満了するときには、選考会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出たとき、解任されたとき、又は欠員となったときも同様とする。

（選考方法）

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、この内規に従って定められた候補者につき、選挙資格を有する者に選挙を行わせ、その結果に基づいて総長予定者を決定する。

2 選挙資格を有する者は、選考開始の公示の日に現に本学専任の教授、助教授又は教授会構成員である本学専任の講師である者とする。

3 選考開始の公示の日に選挙資格を有していた者が、選挙の日までに前項に定める者でなくなった場合は、選挙資格を失う。

(選考の開始の公示)

第5条 選考会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から10日以内に、選考の開始を公示する。

(代議員会)

第6条 選考会議は、第1次候補者を定めるために、代議員会を設ける。

第7条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 選挙資格を有する教員から選出された者 別表1に定める区分ごとに各4人(ただし、選挙資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。)

(2) 選挙資格を有する者以外の、本学の常勤職員から選出された者 別表2に定める区分ごとに各1人

2 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設等(学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び保健センターをいう。以下「センター」という。)の長の代表者、事務局各部の長及び附属図書館長は、第5条の公示があったときは、前項各号に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考会議に報告しなければならない。

(候補者の推薦)

第8条 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

2 代議員会の議長(以下「議長」という。)は、選考会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

第9条 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

(1) 各出席代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

(2) 議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

(3) 各出席代議員は、前号の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

(4) 前号の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。

(5) 議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

2 前項の場合における投票は、すべて無記名とする。

3 議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考会議に通知する。

第10条 経営協議会は、前条による候補者以外の者を別に第1次候補者として選考会議に推薦することができる。

2 前項の第1次候補者の数は、2人を限度とする。

(候補者の選定)

第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次候補者を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(選挙)

第13条 前条の第2次候補者について、第4条第2項の選挙資格を有する者による選挙を、指定の期日に指定の選挙場において、単記無記名投票により行う。

第14条 有効投票の過半数を得た者を当選者とする。

2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前条の投票を行う。

3 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人について投票を行う。ただし、末位の者と得票同数の者があるときは、くじでその順位を定める。

4 前項の投票で有効投票の多数を得た者を当選者とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。

(総長予定者の決定)

第15条 選考会議は、前条の当選者を総長予定者として決定する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第16条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに不適しいと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第17条 選考会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第18条 選考会議が第16条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 補足

(本内規の改廃)

第19条 この内規の改廃は、議長が選考会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。

別表1

区 分
法学政治学研究科
医学系研究科
工学系研究科
人文社会系研究科
理学系研究科
農学生命科学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
教育学研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
海洋研究所
先端科学技術研究センター
センター

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、選挙資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表2

区 分
法学政治学研究科
医学系研究科
医学部附属病院
工学系研究科
人文社会系研究科
理学系研究科
農学生命科学研究科
経済学研究科
総合文化研究科及び数理科学研究科
教育学研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
情報学環
情報理工学系研究科
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
海洋研究所
先端科学技術研究センター
柏地区事務部
総務部
経理部
施設部
学生部
研究協力部
附属図書館
センター

東京大学経営協議会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第20条の規定に則り、国立大学法人東京大学における経営協議会の組織、職掌、権能及び運営の方法について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に、経営協議会を置く。

（組織）

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 大学法人の理事であって総長が指名するもの
- (3) 大学法人の職員であって総長が指名するもの

- (4) 大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命するもの8名以上16名以下
- 2 前項第4号の委員の数は、委員総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(職掌及び権能)

第4条 経営協議会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの
- (2) 経営に係る重要な規則の制定改廃
- (3) 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準
- (4) 職員の給与及び退職手当の支給の基準
- (5) 授業料、入学料等に関する事項
- (6) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (7) 大学法人の組織及び運営の状況についての自己点検及び自己評価に関する事項
- (8) その他大学法人の経営に関する重要事項(経営上重要な組織の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。)
- 2 経営協議会は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学総長選考会議の委員を選出する。
- 3 経営協議会は、東京大学総長選考会議に対し、総長の解任の申出を発議することができる。
- 4 経営協議会は、前3項に規定するもののほか、本規則その他大学法人の規則によりその権限に属させられた事項を行う。

(招集)

- 第5条 経営協議会は、総長がこれを招集する。
- 2 経営協議会の招集の通知は、特別の事情がある場合を除いては、少なくとも1週間前に発する。
- 3 委員は、5名以上の連名で、総長に対して経営協議会の招集を求めることができる。

(議長)

第6条 総長は、経営協議会の議長となる。

(定足数及び議決方法)

- 第7条 経営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な議案については、経営協議会において別段の定めをすることができる。

(総長による報告)

第8条 総長は、経営上の重要な問題については、これを経営協議会に報告する。

(質問及び意見の陳述)

第9条 委員は、議長から提出された議題以外の事項に

ついても、議長の許可を得て、質問又は意見の陳述をすることができる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、経営協議会の審議を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 経営協議会の最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

東京大学経営協議会内規 (案)

(定足数及び議決方法—規則第7条関係)

第1条 東京大学経営協議会規則(以下「規則」という。)第7条第3項による特例は、次のとおりとする。

特例を適用すべき事項	定足数	議決に必要な数
規則第10条(規則の改廃)及び本内規第4条(内規の改廃)	委員の3分の2	出席者の3分の2

2 前項によるほか、経営協議会の議決により、別段の定めをすることができる。

(議長の表決権)

第2条 議長は、規則第7条第2項の規定による出席委員の過半数で議決するときは、表決権を行使しないものとする。

(総長解任の申出の発議に関する特例—規則第4条関係)

第3条 規則第4条第3項に定める総長解任の申出の発議に関しては、出席委員のうち最年長の者(理事及び副学長を除く。)が議長の職務を代行する。

2 総長解任の申出の発議に関しては、定足数は委員の3分の2とし、議決に必要な数は出席委員の3分の2とする。

(本内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、経営協議会の議によってこれを行う。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。

東京大学教育研究評議会規則 (案)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第21条の規定に則り、国立大学法人東京大学における教育研究評議会の組織、職掌、権能及び運営の方法について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)に、教育研究評議会を置く。

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 総長が指名する理事
- (3) 大学院研究科、附置研究所等の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
- (4) その他教育研究評議会が定めるところにより総長が指名する職員

2 総長は、前項第2号の評議員としては、特別の事情がある場合を除き、副学長である理事を指名するものとする。

(職掌及び権能)

第4条 教育研究評議会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 学部通則、大学院学則その他教育研究に係る重要な規則の制定改廃
- (3) 教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。)の人事の方針に関する事項
- (4) 教員の懲戒に関する事項
- (5) 名誉教授の称号を授与する基準及びその称号を与えられる者の選考
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の修学のための助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分及び賞罰に関する重要事項
- (9) 学位規則の制定改廃及びその取扱いの基準
- (10) 名誉博士の称号を授与する基準及びその称号を与えられる者の選考
- (11) 教育及び研究の状況についての自己点検及び自己評価に関する事項
- (12) その他東京大学の教育研究に関する重要事項(教育研究上の基本となる学部又は大学院研究科等の組織、学科、専攻、附置研究所若しくはその他の教育研究上重要な施設の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。)

2 教育研究評議会は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学総長選考会議の委員を選出する。

3 教育研究評議会は、東京大学総長選考会議に対し、総長の解任の申出を發議することができる。

4 教育研究評議会は、前3項に規定するもののほか、国立大学法人法及び本規則その他大学法人の規則によりその権限に属させられた事項を行う。

(招集)

第5条 教育研究評議会は、総長がこれを招集する。

2 教育研究評議会の招集の通知は、特別の事情がある場合を除いては、少なくとも1週間前に發する。

3 評議員は、5名以上の連名で、総長に対して教育研究評議会の招集を求めることができる。

(議長)

第6条 総長は、教育研究評議会の議長となる。

(定足数及び議決方法)

第7条 教育研究評議会は、評議員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

2 議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な議案については、教育研究評議会において別段の定めをすることができる。

(総長による報告)

第8条 総長は、教育研究上の重要な問題については、これを教育研究評議会に報告する。

(質問及び意見の陳述)

第9条 評議員は、議長から提出された議題以外の事項についても、議長の許可を得て、質問又は意見の陳述をすることができる。

(特別委員会及び専門委員会)

第10条 教育研究評議会は、必要に応じ、その職掌に属する事項について教育研究評議会を助け、又はその一部を代わって行わせるために、特別委員会若しくは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、評議員でない教員その他の職員を加えることができる。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

東京大学教育研究評議会内規(案)

(組織—規則第3条関係)

第1条 東京大学教育研究評議会規則(以下「規則」という。)第3条第1項第3号の評議員は、次に掲げる者とする。

(1) 別表に掲げる大学院各研究科及び情報学環の長

(2) 別表に掲げる各附置研究所の長

2 規則第3条第1項第4号の評議員(以下この条において「第4号評議員」という。)は、次に掲げる者とする。

法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部及び薬学部の教授 各1名

3 第4号評議員は、当該学部教授会において選挙する。被選挙権者は教授、選挙権者は教授、助教授及び教授会構成員である専任の講師とする。選挙の方法は、以上のほか、各学部教授会の慣例による。

4 第4号評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2条 規則第3条第1項第3号に定める職につき、代理を發令された者は、当該評議員の代理として教育研

- 究評議会に出席し、議決に加わることができる。
- 2 規則第3条第1項第3号に定める評議員に事故があるときは、おのおのの組織の長から指名された者は、教育研究評議会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 第3条 附属図書館長は、教育研究評議会に出席することができる。
- 2 前項の規定により出席した附属図書館長は、附属図書館に直接かかわる事項に関しては議決に加わることができる。
- 第4条 学内共同教育研究施設等（学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び保健センターをいう。以下同じ。）の長（以下「センター長」という。）の代表者は、教育研究評議会に出席することができる。
- 2 センター長の代表者は、1名とする。
- 3 センター長の代表者は、各センター長の互選によって選出し、教育研究評議会議長に報告するものとする。
- 4 前項までの規定により出席したセンター長の代表者は、学内共同教育研究施設等に直接かかわる事項に関しては議決に加わることができる。
- 第5条 規則第4条第2項に定める事項について審議する場合は、医学部附属病院長、附属図書館長及びセンター長代表者を評議会構成員とみなすものとする。
- 第6条 前3条に定める場合の代理を発令された者又は指名された者の出席及び議決については、第2条の規定を準用する。
- （定足数及び議決方法—規則第7条関係）
- 第7条 規則第7条第3項による特例は、次のとおりとする。

特例を適用すべき事項	定足数	議決に必要な数
規則第11条（規則の改廃）及び本内規第12条（内規の改廃）	評議員の3分の2	出席者の3分の2
規則第4条第1項第5号	東京大学名誉教授称号授与規則による。	
規則第4条第1項第10号	東京大学名誉博士称号授与規則による。	

- 2 前項によるほか、教育研究評議会の議決により、別段の定めをすることができる。
- （表決の方法）
- 第8条 教育研究評議会の議決は、無記名投票による。ただし、出席者に異議のない場合は、他の方法によることができる。
- （議長を表決権）
- 第9条 議長は、規則第7条第2項の規定による出席評議員の過半数で議決するときは、表決権を行使しないものとする。
- （総長解任の申出の発議に関する特例—規則第4条関係）

- 第10条 規則第4条第3項に定める総長解任の申出の発議に関しては、出席評議員のうち先任の研究科長が議長の職務を代行する。
- 2 総長解任の申出の発議に関しては、定足数は評議員の3分の2とし、議決に必要な数は出席評議員の3分の2とする。
- （非公開の原則）
- 第11条 教育研究評議会は、非公開とする。ただし、教員の懲戒に関する審査を公開する場合については、別にこれを定める。
- （本内規の改廃）
- 第12条 この内規の改廃は、教育研究評議会の議によってこれを行う。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この内規は、平成 年 月 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第1条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までは、同項の評議員は、次に掲げる者とする。
- （1）人文社会系研究科、教育学研究科、法学政治学
研究科、経済学研究科、総合文化研究科、理学系
研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、医
学系研究科及び薬学系研究科の教授 各2名
- （2）数理科学研究科及び新領域創成科学研究科の教
授 各1名
- 3 平成16年3月31日以前に東京大学評議会規則第2条の規定により同条第1項第4号又は第5号の評議員として研究科教授会において選挙され、その任期がこの内規の施行の日以後に及ぶべき者は、前項の評議員となる。
- 4 前項の規定によって評議員となる者の任期は、平成17年3月31日を超えないものとする。ただし、附則第2項第1号に掲げる研究科は、前項の規定によって評議員となる者のうち1名につき、その任期が平成17年4月1日以降も継続するものとすることができる。
- 5 附則第2項第1号に掲げる研究科の教授であって附則第3項の規定により評議員となった者が、学部教授会の構成員でもあるときは、その評議員は、学部教授会において選挙されたものとみなす。

別表（第1条関係）

教育研究組織		該当の長
大 学 院	研究科 （学校教育 法第66条）	人文社会系研究科 教育学研究科 法学政治学研究科 経済学研究科 総合文化研究科 理学系研究科 工学系研究科 農学生命科学研究 科 医学系研究科 薬学系研究科 数理科学研究科 新領域創成科学 研究科 情報理工学系研究科

研究科以外の教育研究上の基本となる組織 (学校教育法第66条ただし書)	情報学環
附置研究所 (学校教育法第61条)	医科学研究所 地震研究所 東洋文化研究所 社会科学研究所 生産技術研究所 史料編纂所 分子細胞生物学研究所 宇宙線研究所 物性研究所 海洋研究所 先端科学技術研究センター

了 解 事 項

公共政策学連携研究部及び教育部に関しては、内規第1条第1項においてそのいずれかの長を評議員とすることはせず、評議員である法学政治学研究科長及び経済学研究科長が、必要に応じて、それに代わる責任を負うものとする。

東京大学大学院情報学環教育部規則の制定

平成16年4月から東京大学大学院情報学環・学際情報学府と東京大学社会情報研究所を統合し、東京大学大学院情報学環・学際情報学府とすることに伴い、同研究所の前身である新聞研究所発足以来の長年の歴史を有する教育部研究生制度を大学院情報学環に移行させるために、東京大学社会情報研究所教育部規則(昭和24年10月11日制定)を廃止し、新たに東京大学大学院情報学環教育部規則として制定された。

東京大学大学院情報学環教育部規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院情報学環教育部(以下「教育部」という。)における教育課程、試験、入学及び修了等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第2条 教育部の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

(研究生)

第3条 本規則において、研究生とは、教育部に入学して学修する者をいう。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 1学年を、次の2学期に分ける。

夏学期 4月1日から9月30日まで

冬学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日については、本学学部通則を準用する。ただし、春季休業、夏季休業及び冬季休業については、当該学年の始めに定めるものとする。

第2章 入学、退学、休学、復学及び懲戒

(入学志願資格)

第7条 教育部に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学の2年次以上に在学する者又は2年次に在学見込みの者

(2) 大学を卒業した者

(入学志願書の提出)

第8条 前条に該当する者が教育部に入学を志願しようとするときは、所定の期日内に検定料を納付し、所定の出願書類を情報学環長に提出しなければならない。

(選考)

第9条 入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

(再入学)

第10条 教育部を退学し、又は第14条若しくは第18条の規定により退学を命じられた者が、再び教育部に入学を志願したときは、選考のうえ、再入学を認めることができる。

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、学年開始前に入学を許可することができる。

(入学手続)

第12条 入学を認められた者は、指定の日までに入学料を納付し、所定の書類を情報学環長に提出しなければならない。

(願い出による退学)

第13条 研究生が退学しようとするときは、その理由を記載した書面を提出して、情報学環長に願い出なければならない。

(退学命令)

第14条 研究生が次の各号の一に該当するときは、情報学環長は、教授会の議を経て、退学を命ずることができる。

(1) 長期にわたり欠席し、又は成業の見込みがないと認められたとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。

(3) 行方不明の届出のあったとき。

(休学)

第15条 研究生が次の各号の一に該当するときは、情報学環長は、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

(1) 病気のため引き続き2月以上修学できないとき。

(2) 海外の教育・研究施設において修学するため2

月以上の休学を必要とするとき。

- (3) 海外における調査及び見学のため2月以上の休学を必要とするとき。
- (4) 経済的理由によって2月以上の休学を必要とするとき。
- (5) 外国人研究生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とするとき。

2 前項に定めるもののほか、特別の理由があると認められたときは、情報学環長は、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

3 研究生が伝染性の疾病又は精神障害のため修学することが適当でないと認められたときは、情報学環長は、これに休学を命ずることができる。

第16条 休学期間は、通じて2年を超えることができない。

2 休学した期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間内に、その理由がなくなったときは、情報学環長の許可を得て、復学することができる。

(懲戒)

第18条 研究生が本学若しくは情報学環の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、情報学環長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学又は譴責の処分とする。

第3章 学科課程、履修方法及び課程の修了

(学科課程)

第19条 教育部の学科課程は、別表の定めるところによる。

(履修科目及び単位数)

第20条 研究生は、別に定めるところにより24単位以上を履修しなければならない。

(履修科目の届出)

第21条 研究生は、毎学期の始めに履修しようとする科目を指定の期日までに情報学環長に届出なければならない。

第22条 研究生が前条の届出を行わないときは、当該科目の試験を受けることができない。

(履修科目の修了試験)

第23条 研究生は、履修科目について、修了試験を受けなければならない。

2 前項の試験の成績には、優、良、可、不可の評語を付し、可以上をもって合格とする。試験に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

3 第1項の試験は、毎学期の終りに行う。

4 休学した者は、その学期に第1項の試験を受けることができない。

(教育部の修了)

第24条 所定の期間在学し、所定の科目を履修し、所定の単位を取得した者を教育部課程の修了者とし、これに修了証書を授与する。

第4章 検定料、入学料及び授業料

(授業料の納付)

第25条 授業料は、年度を前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)に分けて、4月及び10月にそれぞれ年額の2分の1を納めなければならない。ただし、申し出により、前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納めることができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出により、入学を許可されたときに納めることができる。

3 既に納めた授業料は、返還しない。ただし、第1項ただし書の規定又は前項の規定により授業料を納付した者が、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申し出により、後期に係る授業料相当額又は入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料相当額を返還する。

(1) 後期に係る授業料徴収時期前の願い出又は命令により、後期を休学したとき。

(2) 後期に係る授業料徴収時期前に退学したとき。

(3) 入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第26条 第8条に規定する検定料、第12条に規定する入学料及び前条の授業料の額は、別に定める。

(復学者の授業料)

第27条 前期又は後期中途において復学した者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学した月に徴収する。

(退学者及び停学者の授業料)

第28条 前期又は後期中途で退学し、又は第14条若しくは第18条の規定により退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は、これを徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

(休学者の授業料)

第29条 休学し、又は休学を命ぜられた者の休学期間中の授業料は、これを免除する。

(検定料、入学料及び授業料の不徴収)

第30条 本学学生(大学院学生を含む。)に対しては、この規則に定める検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第5章 補則

第31条 この規則の施行のために必要な事項は、教授会で定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京大学社会情報研究所教育部規則(昭和24年10月11日制定)(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に入学しようとする者の募集に当たっては、旧規則の定めにかかわらず、この規則第7条に定める入学志願資

格を適用して、これを行うものとする。

- 4 この規則の施行の際現に東京大学社会情報研究所教育部研究生である者は、別段の定めがあるものを除き、施行日において、東京大学大学院情報学環教育部研究生となるものとする。
- 5 前2項のほか、この制定及び廃止に伴う必要な経過措置は、情報学環長及び社会情報研究所長が別に定める。

別表（第19条関係）

授業科目	単位数
情報行動論	2
情報認知論	2
情報文化論	2
情報思想論	2
情報法論	2
情報政策論	2
情報経済論	2
情報産業論	2
情報生命論	2
情報アート論	2
マス・コミュニケーション論	2
ジャーナリズム論	2
情報メディア論	2
情報教育論	2
新聞論（Ⅰ）	2
新聞論（Ⅱ）	2
放送論（Ⅰ）	2
放送論（Ⅱ）	2
出版論（Ⅰ）	2
出版論（Ⅱ）	2
広告論（Ⅰ）	2
広告論（Ⅱ）	2
メディア演習（Ⅰ）	2
メディア演習（Ⅱ）	2
ジャーナリズム演習（Ⅰ）	2
ジャーナリズム演習（Ⅱ）	2
特別講義	2
自主学习	4

東京大学総合図書館規則の一部改正

国立大学の法人化を機に整備されることとなった、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく、総務大臣が指定する歴史的資料等の保有機関又は施設について、本学もその指定を受けるため、本学以外の利用者の取扱いについて見直しを行ったこと。併せて、学習図書館機能におけるサービス向上として、年始の開館日を1日早めたことに伴い、所要の改正が行われた。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

東京大学大学院公共政策学教育部・公共政策学連携研究部設立準備委員会要綱の制定

平成16年4月に設置される東京大学大学院公共政策学教育部・公共政策学連携研究部について、大学設置・学校法人審議会に関する事項及びその他教育部及び連携研究部創設に関する事項等を検討する設立準備委員会を設置するため、要綱が制定された。

東京大学大学院公共政策学教育部・公共政策学連携研究部設立準備委員会要綱

（設置）

第1条 東京大学に東京大学大学院公共政策学教育部・公共政策学連携研究部設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）教育部及び連携研究部創設に関する基本事項
- （2）大学設置・学校法人審議会に関する事項
- （3）その他教育部及び連携研究部創設に関する事項

（組織）

第3条 準備委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、副学長のうちから総長が委嘱する。

2 委員長は、準備委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

- （1）副学長
- （2）関連する研究科（学環を含む。）及び研究所の長のうちから総長が指名した者
- （3）総長が必要と認めた教授又は助教授若干名

（委員以外の者の出席）

第6条 準備委員会には、委員のほか委員長が必要と認められた者を出席させることができる。

（部会）

第7条 準備委員会における検討を補助するため、準備委員会のもとに部会をおくことができる。

（庶務）

第8条 準備委員会の庶務は、事務局学務課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、準備委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月20日から実施する。
- 2 東京大学大学院公共政策学教育部・公共政策学連携研究部設立準備会要綱（平成15年9月9日制定）は、廃止する。

≪ 部局ニュース ≫

退官教官の最終講義

このたび、本学を退官される方々の最終講義・講演等の日程と題目をお知らせ致します。

大学院工学系研究科・工学部

金田 博彰 教授 2月4日（水）13:30～15:30
 (地球システム工学専攻) 総合研究博物館講義室
 「資源および環境問題より診る地球」

田中 正人 教授 3月1日（月）15:00～17:00
 (産業機械工学専攻) 工学部8号館83号講義室
 「安心設計学の夢 -セキュリティ、トライボロジー、ロータダイナミクス-」

白木 靖寛 教授 3月2日（火）15:00～16:30
 (物理工学専攻) 工学部6号館63号講義室
 「職業としての半導体研究」

野本 敏治 教授 3月5日（金）15:30～17:30
 (環境海洋工学専攻) 工学部3号館31号講義室
 「私のエンジニアリング・ノートブック -溶接から造船、そしてシステムへ-」

矢川 元基 教授 3月8日（月）16:00～17:15
 (システム量子工学専攻) 武田先端知ビル5階 武田ホール
 「研究遍歴30年」

大坪 英臣 教授 3月12日（金）15:00～16:30
 (環境海洋工学専攻) 工学部3号館31号講義室
 「安全な構造のために -船体構造と計算力学-」

近藤 駿介 教授 3月15日（月）17:00～18:30
 (システム量子工学専攻) 武田先端知ビル5階 武田ホール
 「原子力開発利用とヒューマンファクター」

龍岡 文夫 教授 3月16日（火）15:00～17:00
 (社会基盤工学専攻) 弥生講堂 一条ホール
 「土の硬さ・強さと地盤の工学」

森地 茂 教授 3月18日（木）15:30～17:30
 (社会基盤工学専攻) 経済学部6番教室
 「魅力ある国土をめざして」



大学院人文社会系研究科・文学部

金井 新二 教授 2月16日(月) 15:30~17:00
(基礎文化研究専攻、宗教学宗教学専門分野)
法文1号館 113教室
「近代社会と終末論」

大学院新領域創成科学研究科

正司 徹也 教授 2月23日(月) 16:30~18:30
(環境学専攻) 工学部4号館3階 地球汎用室
「情報取得論」

木村 英紀 教授 2月27日(金) 15:00~17:00
(複雑理工学専攻) 工学部11号館 講堂
「サイバネティクスから制御へ」

情報理工学系研究科

田中 英彦 教授 2月20日(金) 10:00~12:00
(電子情報学専攻) 武田先端知ビル5階 武田ホール
「情報処理アーキテクチャの研究
と今後の展望」

井上 博允 教授 3月5日(金) 15:00~16:30
(知能機械情報学専攻) 弥生講堂 一条ホール
「ロボティクスの誕生と発展」

医科学研究所

榊 佳之 教授 3月10日(水) 14:15~14:55
医科学研究所講堂
「バクテリオファージからヒトゲ
ノムへ - 遺伝子に魅せられた35
年 -」

浅野 茂隆 教授 3月10日(水) 15:10~15:50
医科学研究所講堂
「新しい研病の姿を求めて」

森 茂郎 教授 3月10日(水) 16:10~16:50
医科学研究所講堂
「リンパ節を侵す疾患の病理」

新井 賢一 教授 3月10日(水) 17:05~17:45
医科学研究所講堂
「生命研究から実験医学への私の
歩み - 医科研への感謝とさらな
る期待 -」

物性研究所

藤井 保彦 教授 3月9日(火) 10:10~11:55
(中性子科学研究施設) 物性研究所
本館6階大講義室(A632)
「中性子>構造物性<X線」

石川 征靖 教授 3月9日(火) 13:00~14:45
(新物質科学研究部門) 物性研究所
本館6階大講義室(A632)
「金属間化合物における磁性と超
伝導」

後藤 恒昭 教授 3月9日(火) 15:00~16:45
(極限環境物性研究部門) 物性研究所
本館6階大講義室(A632)
「極限物性研究とともに33年」

武田先端知ビル竣工記念式典・祝賀会・記念
講演会開催

大学院工学系研究科および大規模集積システム設計教育研究センターは、12月17日(水)、学内外関係者約280名の出席のもと、武田先端知ビル5階武田ホールにて武田先端知ビル竣工記念式典を開催した。式典に先立ち、1階正面玄関において、本建物が武田郁夫氏からの寄付であることや武田氏の起業の原点とも言うべき研究成果を記した銘板の除幕式が行われ、その後ホールにて岸輝雄物質・材料研究機構理事長による「我が国の科学技術のあり方」と題する記念講演が行われた。



銘板の前で(前列右 武田郁夫氏)

式典では、大垣大学院工学系研究科・工学部長、浅田大規模集積システム設計教育研究センター長が式辞を述べ、佐々木総長が挨拶の後、総長より武田氏に記念のガウンの進呈が行われた。引き続き、武田氏より挨拶があり、山田施設部長から施設計画概要の報告、大垣研究科長から感謝状の贈呈が行われた。

この後、施設見学が行われ、引き続き、武田ホールホワイエにて祝賀会が催され、丸山剛司文部科学省審議官、吉川弘之元総長からそれぞれ祝辞をいただき、小宮山副学長の発声で乾杯が行われた。



記念講演

本建物はタケダ理研（現アドバンテスト）の創始者である武田氏からの「経済活動で得た富を生活者のための研究活動へ還元し、より豊かな社会を創りたい」との意志による寄付を受け本郷地区浅野キャンパスに建設されたもので、スーパークリーンルーム、オープン・ラボラトリー、カンファレンスホールが備わり、幅広い工学領域における先端的な知見・工学技術を有機的に融合した新しい共同研究、学際的研究、社会との連携を遂行するコラボレーション・プラットフォームとして、大規模集積システム設計教育研究センターと大学院工学系研究科が共同で運営を行うものである。

また、本建物は寄付者の意向により最低50年間は活用できることを目指して建築されたもので、1階正面玄関の銘板も、50年間もつというコンセプトのもと作製された。設置場所が1階から4階まで吹き抜けの大階段室であることなどから、大きさ、材質、レイアウトにいたるまで綿密な現地打ち合わせを繰り返し、寄付者の写真部分については試作とそのチェックまで行っている。余談になるが、このチェック用にステンレスに刻まれた武田氏の写真は、現在4階大規模集積システム設計教育研究センター長室に飾られている。

また、同敷地1階エントランス付近からは建築中に弥生時代のものとみられる方形墳墓が発見されており、白い石畳の中でその場所だけが黒い石を使った模様となっている。ぜひとも足元にも目を留めていただきたい。このようにこの場所は弥生時代より人間活動の拠点であったとも言えることができ、今後工学知の拠点、珪石器（集積回路）時代の拠点としての活動が期待される場所である。

（大学院工学系研究科・工学部、
大規模集積システム設計教育研究センター）

駒場で留学生懇談会開かれる

12月17日（水）18時から、生協食堂2階にて「平成15年度総合文化研究科長・教養学部長ならびに数理科学研究科長と外国人留学生との懇談会」が開催された。

この催しは駒場キャンパスの教職員と、駒場で学ぶ留学生とが懇談を通じて、互いに理解を深めあうことを目的として毎年開かれているものである。今回も留学生とそのチューター、教職員、それに来賓の方々を加えて約180名の出席があり、盛会だった。

北川東子教養学部国際交流・留学生委員会委員長の開会の辞、浅島誠大学院総合文化研究科・教養学部長と薩摩順吉数理科学研究科長の挨拶につづき、来賓の飯塚堯介留学生センター長の挨拶、研究協力部留学生課の方々の紹介があり、木畑洋一評議員の発声で乾杯、にぎやかな懇談がはじまった。たちまち国境を越えた留学生同士の、さらに教職員も加わった大きな交流の輪が会場全体にひろがった。駒場の留学生は学内で2番目に多くだけでなく、前期・後期課程、大学院、さらに短期留学と立場も多様である。そうした留学生が一堂に会し、交流を深めえたという点でも有意義だった。

途中、留学生相談室教官と留学生掛のスタッフの紹介ののち、文科一類1年のデルゲンサイハン・アマルザーヤさん、文科二類1年のガントルガ・イシュハンダルさんの二人のモンゴル出身の学生がお国の歌を、アマルザーヤさんと文科三類1年のヴドヴィチェンコ・ゾーヤ・ウラジミロフナさんがロシアの歌を披露、また中国マカオ出身で理科二類2年のプーン・ファン・フォンさんは、箏曲研究会の仲間高瀬真衣さんとともに、箏の演奏を披露し、それぞれ喝采を博した。

会はなごやかな雰囲気の中に、兵頭俊夫評議員の開会の辞をもって20時に閉会した。「今年は世界的に大変な一年でしたが、来年はよき年でありますよう」（木畑評議員）との言が耳に残る一夜であった。



浅島大学院総合文化研究科・教養学部長と薩摩数理科学研究科長を囲んで

（大学院総合文化研究科・教養学部）

≡ 掲示板 ≡

御殿下グラウンド全面改修工事のお知らせ

本郷キャンパスの中央近くにあり、皆様にご利用いただいております御殿下グラウンドが、このたび下記の期間で全面改修工事を行うことになりました。

本グラウンドは平成元年に竣工して以来、学生・教職員に親しまれ、土・日曜日も含めて多数の方に利用されておりますが、人工芝の老朽化が目立ち、また、西側・南側に防球フェンスが無い場合、通行する方にボールが飛んでくるといった危険がありました。

今般、人工芝を全面的に張り替え、防球フェンスを全面に設置し、夜間照明をも備えて全面的にリニューアルします。

ご利用いただいている皆様には工事期間中ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞ新しく生まれ変わる御殿下グラウンドをお待ちいただけるようお願いいたします。

なお、4月以降のご利用方法や工事の進捗状況等については、御殿下記念館ホームページ (<http://www.undou-kai.com/goten/>) 等で随時お知らせいたしますのでよろしくお祈りいたします。

工事期間（利用休止期間）

1月20日（火）～3月31日（水）（予定）
（学生部）

「教養学部報」第471（1月14日）号の発行
——教官による、学生のための学内新聞——

- 丹治 愛：ダロウェイ夫人ブームを回顧して
- 酒井邦嘉：MR I に関する発見
ノーベル医学生理学賞2003年
- 福林 徹：短くて長かった駒場
- 山本 泰：東京大学の教養教育
文部科学省のCOLに採択
- 木宮正史：駒場祭を終えて
- 木畑洋一：もう一つの眼で東アジアを見る
第5回東アジア四大学フォーラムから
- 遠藤 貢：シンポジウム「人間の安全保障」と地球市民

〈駒場をあとに・おくることば〉

- 小川 浩：果すべき約束
- 寺澤 盾：小川浩先生を送る
- 山本吉宣：駒場をあとに
- 石井 明：山本吉宣先生を送る
- 高橋正征：地球の未来に 駒場と駒場から巣立つ人材に
期待します
- 池谷 透：高橋正征先生を送る言葉
- 落合卓四郎：駒場をあとに
- 松本幸夫：落合卓四郎先生を送る

笹川郁夫：落合卓四郎元館長を送る

〈本の棚〉

油井大三郎：木畑洋一／小菅信子／フィリップ・トウル
編 『戦争の記憶と捕虜問題』
忘れられた戦争の記憶と日英対話

〈時に沿って〉

畠山真一：私の履歴書
篠儀直子：2度のリセット
加納ふみ：私の履歴 大学院生時代から今まで

「教養学部報」は、教養学部の正門傍、掲示板前、学生課ロビー、生協書籍部、保健センター駒場支所で無料配布しています。バックナンバーもあります。

(大学院総合文化研究科・教養学部)

シンポジウム「科学者の研究環境を考える 一性別を超えた人材育成を目指して一」の開催のご案内

生産技術研究所において、「科学者の研究環境を考える 一性別を超えた人材育成を目指して一」と題してシンポジウムを開催致します。

本シンポジウムは、男女双方が充実して能力を発揮できるような研究環境を協力して築き上げることを目指しています。内容は、基調講演とパネルディスカッションを通して、このような環境を実現していく上での問題点や課題及び今後の展望について議論、検討していきます。また、東大内および他大学、他研究機関との研究者ネットワークを広げ、元気に活躍する女性研究者との交流を深めることにより、性別を超えた人材育成を、研究者を志す女子学生やポスドクに啓発していきたいと考えています。

日時：2月27日（金）15:00～18:00
開催場所：駒場リサーチキャンパス
生産技術研究所 第一会議室（Dw-601）
（参照：<http://www.iis.u-tokyo.ac.jp/map/index.html>）

プログラム：

- 15:00～15:10 開会の辞
- 15:10～16:10 基調講演 真行寺千佳子（理学系研究科）
「鞭毛運動におけるダイニン分子の機能 一研究の紹介と研究をとおして感じていること」
- 16:10～16:20 休憩
- 16:20～17:50 パネルディスカッション
「性別を越えた人材育成を目指した研究環境を考える」

17:50~18:00 閉会の辞

交流会：18:00~19:30

(場所：生産技術研究所C棟2階ラウンジ)

参加費：無料

参加申し込み・問い合わせ先：

生産技術研究所 大島まり
〒153-8505 目黒区駒場4-6-1
tel/fax:03-5452-6205
e-mail:marie@iis.u-tokyo.ac.jp

参加ご希望の方は、氏名・所属・連絡先及び交流会参加の有無を明記の上、上記までお申込みください。

(生産技術研究所)

≡ 訃報 ≡

篠原泰三 名誉教授

本学名誉教授の篠原泰三先生は、平成15年10月19日正午頃ご逝去されました。享年92歳でした。先生は昭和10年に東京帝国大学農学部農業経済学科を卒業され、同年5月同学部副手、昭和13年6月同学部助手、昭和14年3月同助教を経て、昭和34年5月東京大学教授に昇任されました。爾来、農政学・経済学第一講座を担任し、昭和47年3月停年により退官、同年5月東京大学名誉教授の称号を授与されました。東京大学在職中は農学部長並びに評議員として困難な時期における大学行政の中枢に参画し、また、山上会議所商議員、大学院社会科学部農学課程主任、大学院協議会委員、教養学部講師（非常勤）、応用微生物研究所協議会協議委員、海洋研究所協議会委員、運動会評議委員、建築委員会委員、大学院農学系研究科農業経済学課程主任など重要な職務を歴任されました。



先生は、農業経済学の分野で幾多の優れた研究業績を残されました。特に、一般経済学と農業経済学との交錯する領域を主な研究対象として研究し、多くの貴重な新知見を収め、農業経済学の水準を高めるとともに、それが産業経済学として確立する道筋をつけました。即ち、農業における技術革新、外部経済ならびに外部不経済（公害問題）、農業を中心とした産業連関分析、農業立地ならびに地域経済問題などに関する業績は従来までの農業経済学の領域を広げたものとして、またその研究内容の精緻さの故に高く評価されています。今日では農業を中心とした産業連関分析は農業の経済学的分析の確固たる一分野を形成していますが、これは先生の研究業績の

≡ 広報委員会 ≡

東京大学の法人化に関するQ & A

東京大学の法人化に関する質問を募集します。

募集期間 平成16年2月末日まで

応募方法 所属、氏名、質問内容、連絡先を必ず記載のうえ、電子メール又はFAXにより広報室宛にご送付ください。なお、質問の掲載については、質問者の氏名を併せて記載いたしますので、匿名希望の方は必ずその旨をご記載ください。

備考 全ての質問にお答えすることができないことも考えられます。その点は、何卒あらかじめご了承ください。

宛先 事務局総務部総務課広報室
内線：22031、82032 FAX：3816-3913
E-mail：kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

(広報委員会)

上に礎かれたものであります。

このように、先生の研究業績は主として農業経済学の理論的側面に関するものでありますが、また実証的側面においても顕著なものがありました。アメリカ農業などに関して多くの独自の見解を發表され、広く影響を与え、また、わが国農林行政の中心をなしてきている区画整理事業、土地改良事業（水利事業）などに関して多くの業績を發表されました。これらの事業は行政的には別々の事業として実施されてきたものですが、先生は経済学的に土地資本として統一的に把握し、これら事業を通ずる農業における土地資本形成の機能に関して先駆的な分析を行い、その後の広範な農業土地資本研究の基礎を築きました。さらに、海外における幾多の貴重な文献を邦訳し、その紹介に努め、特にカップ『私的企業と社会的費用』は後の公害問題に対する経済学的解明の基礎を与えたものです。先生ご自身も公害の経済学に関してすぐれた業績を發表されました。これらの研究業績に対し、昭和58年には勲二等瑞宝章が授与されております。

以上のように先生は、長年の東京大学および退官後に勤められた日本大学での在職を通じて、優れた多数の研究業績により、我が国の学術の進展に大きな寄与をなされるとともに、その深遠な学識と高潔な人格をもって幾多の後進人材を育成してきました。功績はもとよりのこと、さらに広く学界、教育界、産業界の進歩発展のため広く寄与してこられた先生のご逝去は誠に痛惜の思いに堪えません。

ここに謹んで、哀悼の意を表し、篠原泰三先生のご冥福をお祈り申し上げます。

(大学院農学生命科学研究科・農学部)

学際研究の難しさと可能性

昨年度から情報学環に属する以前、私は、ほぼ30年間東洋文化研究所に所属し、アジアという歴史空間を研究対象とする人文・社会科学領域内の学際研究の一環を担当してきた。しかし正直なところ、アジアというひとつの歴史空間を共通の対象とし、人文・社会科学という文系領域に限られているにも関わらず、各専門領域の研究を学際的に融合させていくことは、なかなか困難なままであった。また短い期間であったが、京都大学の東南アジア研究センターに併任教授として在籍したこともある。アジアのなかでも東南アジアという限定された狭い歴史空間・地域を対象としているが、生態から社会・文化までを研究領域に組み込んでおり、学環と同じく文理融合型の学際研究がおこなわれている。そこでは「自然科学者を墮落させることが文理融合のために不可欠だ」という冗談が、我々文系の仲間



の間でよく語られていた。これは、自然科学者にも文化の理解への興味と意思を持続させてほしいといった意味であった。学際的研究の推進には、やはりメンバーひとりひとりが自らの専門分野を相対化させ他の領域と交わるという明確な意思を持続させることが必要条件である。私の個人的体験からは、学際的研究のすすめ方について、この当たり前のことしかいえないのである。

学環の研究対象は、「アジア」という一応地図上でその空間的範囲が限定可能な場合とは異なり、やや抽象的な「情報」である。私の短い観察では、この概念に関してすらメンバー全員が共有しうる明確な定義は未だ確立していないようである。しかし私の過去の体験からして、メンバーがそれへの意思を持続させていけば、メンバー全体が共に社交する中で自ずと生みだされる気分や雰囲気から、学際研究の鍵であるなんらかの集合的知性が生まれることは、十分に可能であろうと確信している。

(情報学環 原 洋之介)

(淡青評論は、学内の職員の方々にお願いして、個人の立場で自由に意見を述べていただく欄です。)

◇広報室からのお知らせ

平成15年度「学内広報」の発行日及び原稿締切日を、東京大学のホームページに掲載しました。

URL: <http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/soumu/soumu/kouhou.htm>

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

No 1280

2004年1月28日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎ (3811) 3393

e-mail kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/jpn/index-j.html>